

令和4年度第1回佐賀県建設業審議会 諮問事項

# 佐賀県建設工事請負契約約款の改正（案）について

令和5年3月16日

佐賀県建設・技術課

## 佐賀県建設工事請負契約約款の改正（案）

- ①公共工事標準請負契約約款第30条（不可抗力による損害）の改正に伴う改正
  
- ②民法改正に伴う相殺条項の追加

## ①公共工事標準請負契約約款第30条（不可抗力による損害）の改正に伴う改正

### 【改正前】

- ・民法の原則では不可抗力の損害は全額受注者負担。
- ・公共工事標準請負契約約款においては、民法の考え方を転換し、受注者が請負代金額の1/100を負担し、残りを発注者が負担する旨規定。

### 災害復旧工事の課題

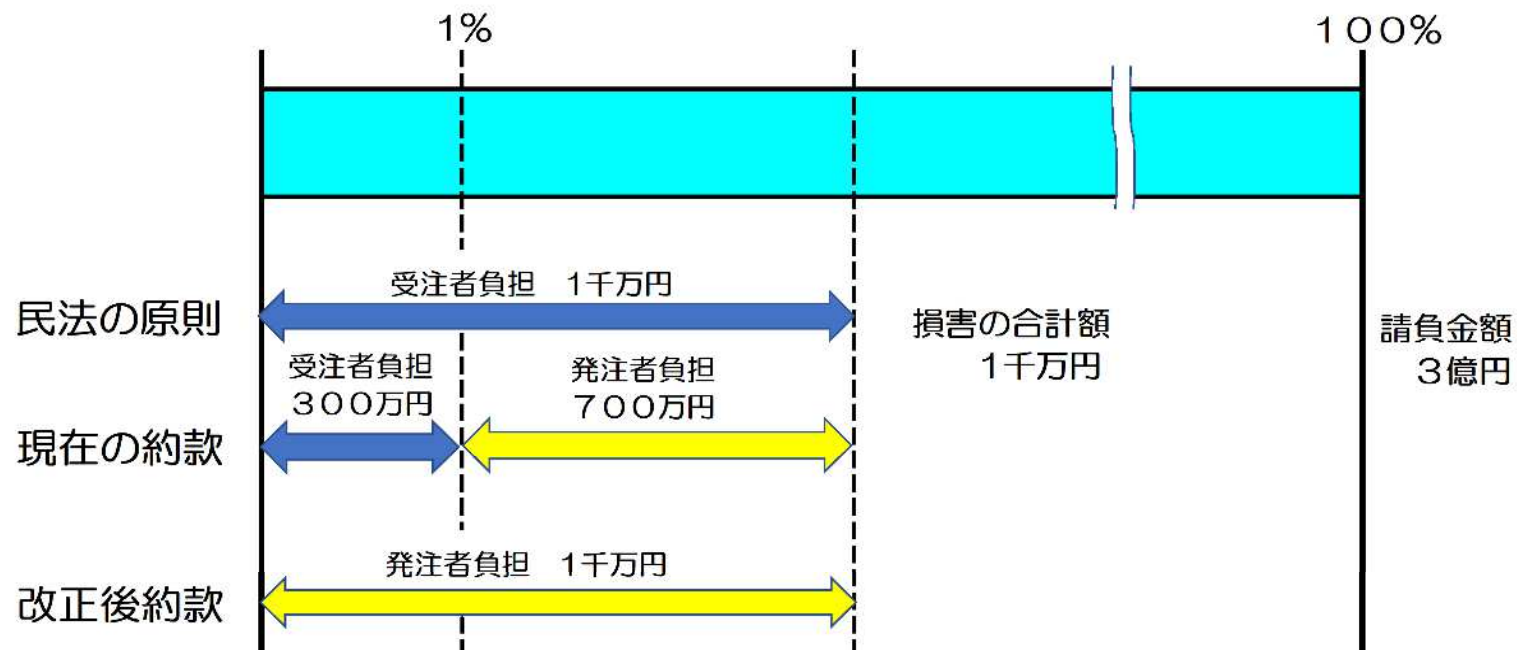
2次災害など工事自体に一定のリスクが存在し、人材・資機材の確保が平常時に比べ困難で負担が大きい。

→このような中、引き続き受注者に1%負担を求めた場合、災害復旧工事の受注意欲の減退を招きかねないだけでなく「地域の守り手」としての建設業の存続にも支障をきたす可能性あり。

「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」中の2次災害（不可抗力）による損害については、受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、1/100の受注者負担を求めないこととする。

佐賀県建設工事請負契約約款においても、改正を行い、  
令和5年4月1日以降に契約締結する工事から適用したい。

# イメージ図



**改正後は受注者負担がなくなるため、損害の合計額全てを発注者が負担**

「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」中の2次災害（不可抗力）による損害であれば、1/100の受注者負担を求めない。（善管注意義務を果たしていることを前提とする。）

# ①契約約款の改正概要

(不可抗力による損害)

佐賀県建設工事請負契約約款の第30条の文言を次のように改める。

<第30条>

工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲乙双方の責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物」という。）に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2～3 略

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 略

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

## ②民法改正に伴う相殺条項の追加

### 【改正前】

発注者が相殺の充当について指定しなかったときは、費用・利息・元本の順序で充当（法定充当）することとされていた。

### 【改正後】

改正民法第512条により「当事者が別段の合意をしなかったときは、『相殺に適するようになった時期』の順序に従って相殺される」旨規定された。

### 公共工事における懸念事項

相殺原資（未払工事代金）が少ない場合、発注者は、保証等がついていない債権（過払前金払返還利息等）から充当することによって債権の回収漏れを防いでいるが、改正民法の順序によれば、保証等がついていない債権の回収漏れが発生する可能性あり。



○相殺条項を設け、相殺充当の順序を発注者が指定する条項を追加することで円滑な債権回収が可能となる。



佐賀県建設工事請負契約約款においても、改正を行い、  
令和5年4月1日以降に契約締結する工事から適用したい。

## ②倒産等による債務不履行があったとき

工事名	金額等		契約解除日	契約解除時の出来形	契約解除時の出来高	発注者が受注者に対して有する債権	受注者が発注者に対して有する債権
A工事	請負金額 履行保証 前払金額	1,000万円 100万円 400万円	令和〇年 4月10日	90%	900万円	①違約金100万円	⑥500万円 (出来高900万円 - 前金400万円) ※未払工事代金(相殺原資)
B工事	請負金額 履行保証 前払金額	1,000万円 100万円 400万円	令和〇年 4月12日	0%	0円	②違約金100万円 ③前金400万円 ④前金に対する利息	なし
C工事	請負金額 履行保証 前払金額	450万円 — —	令和〇年 4月15日	0%	0円	⑤違約金45万円	なし



- 相殺充当の順序は相殺条項がなく順序を指定しない場合 ①→②③④→⑤（相殺に適するようになった時期の順序）
- 保証会社による前払金保証、履行保証があるもの（①②③）については、相殺原資が不足する場合は保証会社への請求が可能。
- 順序の指定をしない場合、順番が後の方である④⑤（前金に対する利息、履行保証がない契約の違約金）については回収できない可能性がある。
- 相殺条項を設け相殺充当の順番を発注者が指定できるようにすることで、保証がない債権④⑤を優先的に相殺充当できる。

## ②契約約款の改正概要

(相殺)

佐賀県建設工事請負契約約款の第55条として以下の条文を追加する。

<第55条>

甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺できることとし、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合に、甲は、乙から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は甲が指定する。

第55条～62条を第56条～63条に改める。